

平成18年10月16日

関係各位

国土交通省東北運輸局

内航船舶を海外で運航させる際の法令の遵守について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨今、内航運送の用に供する日本船舶を、船舶法、船舶安全法その他のわが国海事関係法令に定める手続きを適正に行うことなく、違法に海外で運航させていた事案が見受けられました。

つきましては、法令の遵守を図る観点から、下記の点の周知・徹底についてよろしくお願いいたします。

記

1. 日本船舶(船舶法第1条の「日本船舶」をいう。)は、売買契約の締結及び売買契約に基づく船舶の引渡し完了することにより、所有権が外国法人等(船舶法第1条各号に掲げる所有者以外の者をいう。)に移転されない限り、船舶法その他のわが国海事関係法令において「日本船舶」としての規定が適用されます。したがって、例えば次のような場合には、引き続き「日本船舶」としての取扱いを受けることとなります。
 - 所有権を移転せずに、外国法人等に裸用船する場合
 - 海外売船に係る売買契約が締結されていない場合
 - 海外売船に係る売買契約は締結されているが、売買契約に基づく船舶の引渡しが完了していない場合
2. 「日本船舶」(上記1に例示するものを含む。)で専ら内航運送の用に供する船舶を、海外で運航させる場合には、当該船舶の航行区域変更のための臨時検査の受検や国際航海に必要な条約証書の受有が義務付けられる等船舶安全法その他わが国海事法令が引き続き適用されます。必要な手続きを怠ったときには、罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。手続きの詳細については、最寄りの地方運輸局へお問い合わせください。

3. 売買契約の締結及び売買契約に基づく船舶の引渡しが完了し、船舶の所有権が外国法人等に移転した場合には、日本の国籍は喪失することになりますので、すみやかに船舶検査証書を返納するとともに、船舶国籍証書の返還と当該船舶の引渡日より2週間内に抹消の登録手続き等を行う必要があります。必要な手続きを怠ったときには、罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。手続きの詳細については、最寄りの地方運輸局へお問い合わせください。

4. 売買契約に基づき、外国法人等へ引渡しが完了した船舶を航行の用に供するためには、引渡し後の船籍登録国において、船舶国籍証書の発給、船舶検査の実施その他航行に必要な手続きを受ける必要があります。引渡しを日本の港で行う場合には、あらかじめ出航前に、引渡し後の船籍登録国から船舶国籍証書(又は仮船舶国籍証書)、必要な条約証書類の発給を受けてください。

なお、海外売船に伴い、売船先の企業、条約証書発給機関等に対して、当該船舶の「国際総トン数」に関する情報をあらかじめ提供する場合には、「1969年の船舶のトン数の測度に関する国際条約」(「トン数条約」)に基づき国際的な指標として用いられる「国際総トン数」(国際トン数証書にはこの値を記載することになっています。)と、わが国独自の指標である「総トン数」(わが国の船舶国籍証書にはこの値が記載されています。)とを混同しないように注意してください。詳しくは別紙をご覧ください。

【問い合わせ先】 東北運輸局海上安全環境部

船舶安全環境課

TEL:022-791-7516

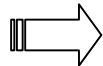
お知らせ（窓口用）

内航船舶(貨物船)を海外で運航させる際に注意すべき事項

【船舶の設備等に関すること】

- 航行区域変更のための臨時検査を受検すること
- 国際海洋汚染等防止証書を受有すること
- 国際大気汚染防止原動機証書を受有すること(出力 130kw を超えるディーゼルエンジン)
- 船舶保安証書等を受有すること(総トン数 500 トン以上の船舶(旅客船を除く))
- 国際トン数証書を受有すること(長さ 24m 以上の船舶)^(1)
- その他国際航海に必要な条約証書を受有すること

担当窓口は、



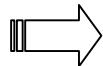
海上安全環境部船舶安全環境課

電話 022-791-7516
FAX 022-299-8884

【船舶に乗り組む者に関すること】

- 船員法、船員職業安定法^(1)等を遵守すること
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法を遵守すること
- 最少安全配員証書を受有すること

担当窓口は、



海上安全環境部船員労働環境・海技資格課

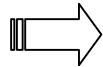
電話 022-791-7524
FAX 022-299-8884

(1) 船員職業安定法は、海事振興部船員労政課が担当課になります。

【内航海運業法関係】

- 総トン数 100 トン以上又は長さ 30m 以上の船舶により、内航海運業を営んでいる者にあつては、変更登録、又は事業の休廃止の届出を行うこと
- 総トン数 100 トン未満又は長さ 30m 未満の船舶により、内航海運業を営んでいる者にあつては、届出事項の変更届出、又は事業の休廃止の届出を行うこと
- 自家用船舶(総トン数 100 トン以上又は長さ 30m 以上であつて、内航海運業の用に供さない船舶)を運航している者にあつては、自家用船舶使用廃止届出を行うこと

担当窓口は、



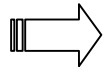
海事振興部海事産業課

電話 022-791-7512
FAX 022-299-8875

【船舶油濁損害賠償保障法関係】

- 船舶油濁損害賠償保障法に基づき保障契約を締結すること(油を積載したタンカー以外の船舶で総トン数^(1)100 トン以上のもの)^(2)

担当窓口は、



海上安全環境部船舶安全環境課

電話 022-791-7516
FAX 022-299-8884

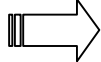
(1) ここでいう総トン数とは、「船舶のトン数の測度に関する法律」第4条第2項により算定した国際総トン数をいいます。

お知らせ（窓口用）

内航船舶(貨物船)を外国法人等へ譲渡（国籍喪失）する際に注意すべき事項

抹消の登録（引渡し後2週間内）及び船舶国籍証書の返還を行うこと⁽¹⁾
船舶検査証書、条約証書を返納すること

担当窓口は、



海上安全環境部船舶安全環境課

電話 022-791-7516
FAX 022-299-8884

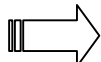
【内航海運業法関係】

総トン数 100 トン以上又は長さ 30m以上の船舶により、内航海運業を営んでいる者にあつては、変更登録、又は事業の休廃止の届出を行うこと

総トン数 100 トン未満又は長さ 30m未満の船舶により、内航海運業を営んでいる者にあつては、届出事項の変更届出、又は事業の休廃止の届出を行うこと

自家用船舶（総トン数 100 トン以上又は長さ 30m以上であつて、内航海運業の用に供さない船舶）を運航している者にあつては、自家用船舶使用廃止届出を行うこと

担当窓口は、



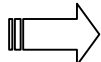
海事振興部海事産業課

電話 022-791-7512
FAX 022-299-8875

【船舶油濁損害賠償保障法関係】 新しく船舶所有者となる方に必要な手続きです

船舶油濁損害賠償保障法に基づき保障契約を締結すること(2,000 トンを超える油を積載したタンカー、及びそれ以外の船舶で総トン数⁽¹⁾100 トン以上のもの)⁽²⁾

担当窓口は、



海上安全環境部船舶安全環境課

電話 022-791-7516
FAX 022-299-8884

(1)ここでいう総トン数とは、「船舶のトン数の測度に関する法律」第4条第2項により算定した国際総トン数をいいます。

**必要な手続きをなされないときには、罰則が適用
される場合がありますので、ご注意ください。**